n　次の算式により算定した額
算式
ｎ１×0.0025／0.0225
算式の符号
ｎ１　算式の符号ｍ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
o　次の算式により算定した額
算式
ｏ１×0.0275／0.0375
算式の符号
ｏ１　算式の符号ｍ１に同じ。この場合において「平成22年４月１日から平成22年９月30日まで」とあるのは「平成22年10月１日から平成23年３月31日まで」と読み替えるものとする。
p　次の算式により算定した額
算式
ｐ１×0.0125／0.0225
算式の符号
ｐ１　算式の符号ｍ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第3条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と、「平成22年４月１日から平成22年９月30日まで」とあるのは「平成22年10月１日から平成23年３月31日まで」と読み替えるものとする。
q　次の算式により算定した額
算式
ｑ１×0.0275／0.0375
算式の符号
ｑ１　平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の３第８項第３号ロに規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるもの（平成22年４月１日から平成22年８月31日までの間に取得したものに限る。）について、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
r　次の算式により算定した額
算式
ｒ１×0.0125／0.0225
算式の符号
ｒ１　算式の符号ｑ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
s　次の算式により算定した額
算式
ｓ１×1.0
算式の符号
ｓ１　算式の符号ｑ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車」とあるのは「自動車のうち自家用及び自家用以外の自動車」と、「平成22年４月１日から平成22年８月31日まで」とあるのは「平成22年９月１日から平成23年３月31日まで」と読み替えるものとする。
t　次の算式により算定した額
算式
ｔ１－15千円×ｔ２
算式の符号
ｔ１　平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の５第１項に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
ｔ２　平成22年度に適用される台数として総務大臣が調査した数
u　次の算式により算定した額
算式
ｕ１－９千円×ｕ２
算式の符号
ｕ１　算式の符号ｔ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
ｕ２　平成22年度に適用される台数として総務大臣が調査した数
v　次の算式により算定した額
算式
ｖ１×1.0
算式の符号
ｖ１　平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の３第３項第１号に規定する自動車のうち自家用の自動車及び自家用以外の自動車であるものについて、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
w　次の算式により算定した額
算式
ｗ１－7.5千円×ｗ２
算式の符号
ｗ１　平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の５第２項に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
ｗ２　平成22年度に適用される台数として総務大臣が調査した数
x　次の算式により算定した額
算式
ｘ１－4.5千円×ｘ２
算式の符号
ｘ１　算式の符号ｗ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
ｘ２　平成22年度に適用される台数として総務大臣が調査した数
B　当該年度の自動車取得税交付金の算定に用いる当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道（地方税法第143条第１項の市町村道をいう。以下この項において同じ。）の延長として総務大臣が調査した数
C　当該年度の自動車取得税交付金の算定に用いる当該市町村が管理する市町村道の延長として総務大臣が調査した数